

前橋市入札・契約制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等並びに物品の購入、製造及び役務等業務（以下「建設工事等」という。）に係る入札・契約制度の新たな取組等を検討するため、前橋市入札・契約制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 建設工事等に係る新たな入札・契約制度への取組に関すること。
- (2) 建設工事等に係る入札・契約制度の改善に関すること。
- (3) 建設工事等の入札・契約制度に係る事務処理の方針に関すること。
- (4) その他建設工事等に係る入札・契約制度の透明性を確保するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、副市長、公営企業管理者、総務部長、こども未来部長、環境部長、産業経済部長、農政部長、都市計画部長、建設部長、水道局長及び教育委員会事務局教育次長の職にある者をもって充てる。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は公営企業管理者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長及び副委員長に事故があるとき、又は委員長及び副委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

第6条 委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、契約監理課長が起案書を持ち回り、委員長、副委員長及び委員4人以上に回議することにより、前条の会議に代えることができる。

(幹事会)

第7条 第2条に規定する検討事項の実務的な検討、調査等を行うため、委員会に幹事会を置く。

2 建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等に係る幹事会の幹事は、契約監理課長、清掃施設課長、農村整備課長、市街地整備課長、道路建設課長、建築住宅課長、公園緑地課長、水道局経営企画課長、水道整備課長、下水道整備課長及び教育委員会事務局教育施設課長の職にある者をもって充てる。

3 物品の購入、製造及び役務等業務に係る幹事会の幹事は、契約監理課長、こども施設課長、清掃施設課長、産業政策課長、公園緑地課長、水道局経営企画課長及び教育委員会事務局教育施設課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事会の会議は、必要に応じて契約監理課長が招集し、その議長となる。

5 契約監理課長は、幹事会の会議を開催したときは、当該会議の結果を直近の委員会で報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。